

## 函館市送還保護取扱要領

### 1 要旨

この要領は、送還保護（以下「保護」という。）の業務について、函館市送還保護規則（昭和47年函館市規則第52号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### 2 旅費等の支給

- (1) 旅客運賃または車賃の支給額は、特急料金、急行料金および座席指定料金を除く額とし、食費については、乗車までの待ち時間や食事の摂取状況などを考慮し、必要に応じ支給するものとする。
- (2) (1)の支給対象範囲および支給額については、別表に定めるとおりとする。ただし、申請者の状況により、これによりがたい場合は、目的地までの範囲内で必要最少限の旅費等を支給するものとする。

### 3 申請手続

- (1) 保護の申請は、保健福祉部生活支援課で受け付けるものとする。
- (2) 申請者からの保護の申請により旅費等を支給する場合は、当該申請者から領収書を徴するものとする。
- (3) (2)の申請に要する書面および領収書は、別記様式によるものとし、申請者の居住地がない場合または明らかでない場合は、同様式の住所欄の記載は、要しないものとする。

#### 附 則

この要領は、平成15年1月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年3月26日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

区 分	支 給 対 象 範 囲	金 額
鉄 道	J R 函 館 駅 から 道 南 い さ り び 鉄 道 木 古 内 駅 まで	道 南 い さ り び 鉄 道 が 定 め る 額
	J R 函 館 駅 から J R 森 駅 まで	J R 北 海 道 が 定 め る 額
乗 合 自 動 車	函 館 市 内 から 北 斗 市 ， 七 飯 町 ， 鹿 部 町 まで	バ ス 会 社 が 定 め る 額
食 費	1 食 相 当 分	5 0 0 円